

「未来投資戦略2017」の進捗状況・ 推進会合での議論に関する検討状況

平成30年2月27日

未来投資会議構造改革徹底推進会合



内閣府 民間資金等活用事業推進室

「未来投資戦略2017」の進捗状況（①PFI法改正法案）

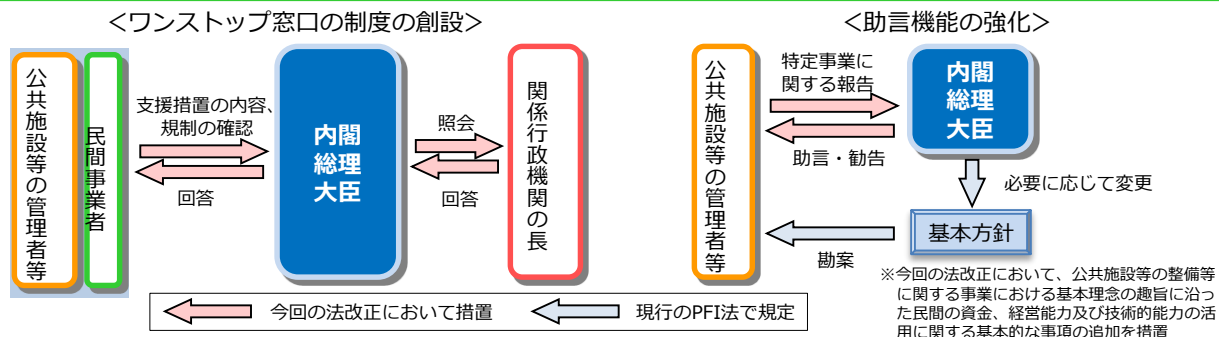
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

（1）公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



（2）公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手續については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度	指定管理者制度		コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認	PFI法による特例	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要		条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

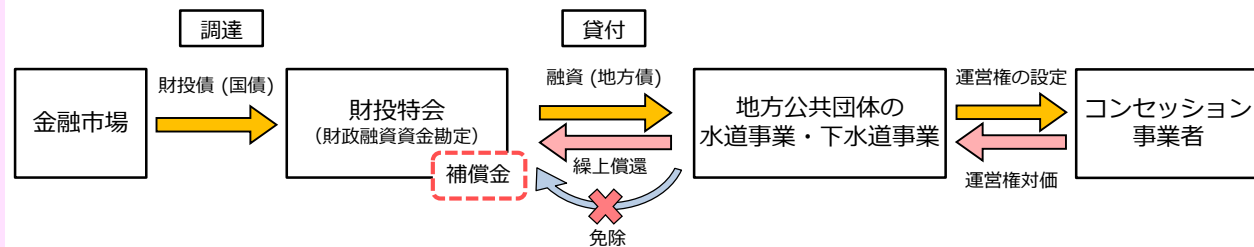
* 国際会議場施設、音楽ホールなど

条例で地方公共団体が設定

（3）水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

（注） なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



目標

- 事業規模：平成25～34年度までの10年間で21兆円（コンセッション事業は7兆円）
- コンセッション事業件数：水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件

「未来投資戦略2017」の進捗状況（②ガイドライン／③国内外説明会）

ガイドライン改正の進捗状況

○「未来投資戦略2017」に記載のある各項目※について、現在、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の改正案文を作成し、関係各省庁と最終調整中。

※「リスク分担に関する契約の在るべき姿」「適切なマーケットサウンディングの在り方」「管理者以外の有する既存事業の引継ぎの在り方」「審査委員会における議事録の公開」「VFMの算出方法及び運営権対価の支払・評価方法」「地方公共団体における出資や特定企業による出資枠の在り方」（「物価変動の料金への転嫁の方法」については、次年度中に改正予定。）

国内外説明会の実施状況

■ 内閣府の取組 ※平成29年6月9日以降

<国内>

地方公共団体や民間事業者・金融機関が参加するセミナー約40回に登壇

- ・地域プラットフォーム
- ・ふるさと財団 公民連携セミナー 等

<国外>

- ・アジアPPP実務者ネットワーク会議（韓国）にて、日本のPPP/PFI推進施策、コンセッション検討状況、事例紹介を実施。
- ・説明会開催に必要な経費を平成30年度予算に計上

<参考：政府広報>

政府インターネットテレビにて、PPP/PFI事業の動向や事例紹介を実施



■ 関係省庁の取組 ※平成29年6月9日以降

➢ 関係省庁が実施している各種取組と連携

<国内>

分野	内容	実施省庁
全般	ブロックプラットフォームにおいてコンセッションの具体事例及び支援制度を周知（全国各地にて全14回）したほか、「コンセッション事業推進セミナー」を開催	国土交通省
空港	「HOKKAIDO空港運営戦略フォーラム」等、全国各地にて4回開催	国土交通省
水道	「水道分野における官民連携推進協議会」「水道の基盤強化のための地域懇談会」等、全国各地にて10回開催	厚生労働省
下水道	「下水道における課題解決のためのPPP/PFI説明会」、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等、16回開催（開催予定含む）	国土交通省
文教施設	「サウンディング型市場調査と文教施設における公共施設等運営権制度 セミナー」、「公立文教施設担当技術者連絡会議」等、13回登壇・開催	文部科学省
MICE施設	「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場で説明	観光庁

<国外>

分野	内容	実施省庁
空港	「GAD WORLD（仏パリ）」「GAD ASIA（比セブ島）」にて、日本の空港コンセッションの動向と事例紹介を実施	国土交通省

推進会合での議論に関する検討状況（①新たなモデル事業の創設）

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

人口減少に伴う給水量・処理水量の減少や施設老朽化の課題に直面している上下水道事業において、PPP/PFIの導入を加速するため、先進的な取組を行う意欲のある自治体を速やかに公募し、運営実績を有する民間事業者等による事業診断を行うモデル事業を実施する。

○ 支援事業の募集開始

内閣府、国土交通省及び厚生労働省は、平成30年2月9日（金）に、「上・下水道の事業診断による経営の効率化促進事業」として、上・下水道の事業診断による経営の効率化に係る検討に要する委託調査費の支援事業の募集を開始。

（内閣府）「上下水道一体の事業診断による経営の効率化促進事業」

（国土交通省）「下水道事業の経営効率化支援事業」

（厚生労働省）「水道の事業診断による経営の効率化推進事業」

○ 説明会の実施

内閣府、国土交通省及び厚生労働省における支援事業の公募実施後、上・下水道における事業診断に応募意思のある地方公共団体や、参画意欲のある民間企業に対する説明会を開催。

○ 「上下水道モデル事業促進協議会」の設置

内閣府、国土交通省及び厚生労働省は、調査内容の企画、方針等や、各省が支援先として選定した地方公共団体における調査の進捗状況、課題、今後の調査方針等について定期的に報告を求め、その内容を内閣府、国土交通省及び厚生労働省の三省で共有し、今後の進め方について協議を行うことを目的とした「上下水道モデル事業促進協議会」を設置。

推進会合での議論に関する検討状況（②地方公務員の民間事業者への派遣）

1. 地方公共団体のニーズによる場合

方法／根拠法令	研修 / 地方公務員法第39条
派遣先	民間事業者
目的	<u>地方公務員の勤務能率の発揮及び増進</u>
派遣の詳細	各地方公共団体が定める「研修に関する基本的な方針」に基づき実施

2. 民間事業者（公共施設等運営権者）のニーズによる場合

方法／根拠法令	退職派遣 / PFI法第79条（平成27年PFI法改正において創設）
派遣先	民間事業者（公共施設等運営権者）
目的	公務員の有する専門的な知識・技能を公共施設等運営権者に継承することにより、 <u>公共施設等運営事業の円滑な立ち上げを支援</u>
1人当たり派遣期間	3年以内 ※PFI法施行規則第5条第4項
事業当たり派遣期間	事業の初期段階（最大おおむね5年間程度を想定） ※PFI基本方針、運営権ガイドライン

※その他、公益的法人等への一般職地方公務員派遣法第10条に基づき派遣する方法もある。

推進会合での議論に関する検討状況（③関係府省庁におけるPPP/PFI推進体制）

1. 調査対象（コンセッション事業等の重点分野の所管府省庁）

- 内閣府：民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）
- 文部科学省：文教施設企画部施設企画課、同部計画課整備計画室
- 厚生労働省：医薬・生活衛生局水道課
- 国土交通省：総合政策局官民連携政策課、航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課、
水管理・国土保全局下水道部下水道企画課、道路局高速道路課、住宅局住宅総合整備課、港湾局産業港湾課
- 観光庁：国際観光課MICE推進室

2. PPP/PFI推進業務に従事する職員数（各府省庁の合計）

※（ ）内はPPP/PFI推進業務のみへの専従職員の数

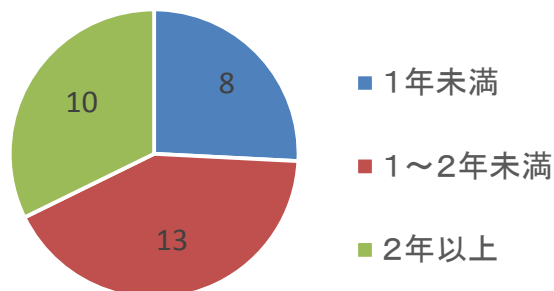
		課長級	企画官級	課長補佐級	係長級以下	合計
国家公務員出身		11人 (2人)	10人 (4人)	29人 (7人)	29人 (9人)	79人 (22人)
地方公務員出身		0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (1人)	5人 (0人)	7人 (1人)
民間事業者等 出身	民間事業者等を退職している者 (例：任期付職員、官民人事交流(退職型))	0人 (0人)	0人 (0人)	10人 (8人)	1人 (1人)	11人 (9人)
	民間事業者等に籍を有している者 (例：官民人事交流(雇用継続型)、政策調査員)	0人 (0人)	0人 (0人)	5人 (5人)	8人 (7人)	13人 (12人)
合計		11人 (2人)	10人 (4人)	46人 (21人)	43人 (17人)	110人 (44人)

3. PPP/PFI推進業務・各分野の業務への従事期間

※各府省庁から従事期間の長い主な職員を3名程度ずつ聞取り

【PPP/PFI推進業務への従事期間】

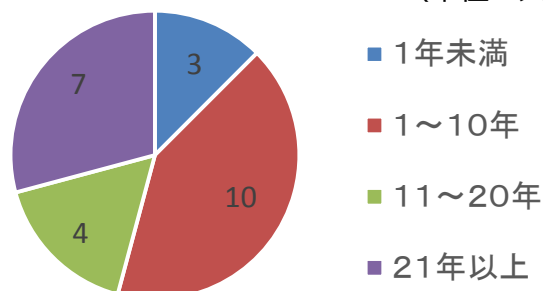
(単位：人)



【各分野の業務への従事期間】

(空港分野、水道分野など)

(単位：人)



推進会合での議論に関する検討状況（③関係府省庁におけるPPP/PFI推進体制）

4. 参考資料の作成・周知

参考資料の作成状況	○各府省庁においてガイドライン・手引き・事例集等のPPP/PFI推進のための参考資料を作成
参考資料の周知状況	○各府省庁のHPで公表するとともに、説明会・プラットフォーム・個別相談等で周知

5. ノウハウの蓄積のための主な取組

各府省庁における 主な取組	<ul style="list-style-type: none">○地方自治体や民間事業者からの相談について、相談者・相談内容・回答等を全て電子ファイルに保存し、室内で共有○全国で実施されているPPP/PFI事業に関する情報を日常的に収集し、検索できるように整理○PPP/PFIに関する最新動向を共有（各種セミナー資料、新聞記事等の回覧）○定期的にミーティングを実施し、部内の関係者での課題の共有や状況報告を実施○職員の異動の際に、PPP/PFIに関する基礎知識やノウハウの勉強会を実施するなど、引継ぎを徹底 等
------------------	---

6. 利益相反の防止のための主な取組

各府省庁における 主な取組	<ul style="list-style-type: none">○e-ラーニング研修や自己点検を定期的実施するなど、国家公務員法第100条（守秘義務）や国家公務員倫理規程の遵守を徹底○官民人事交流は、利益相反関係が生じない事業者であることが前提となっており、人事院の承認を経て採用
------------------	---

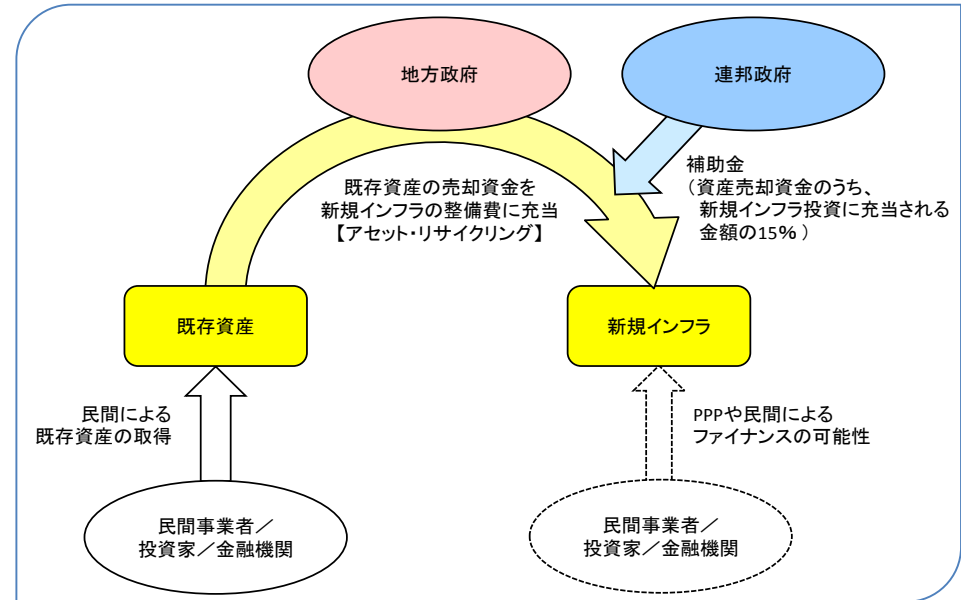
推進会合での議論に関する検討状況 (④豪 Asset Recycling Initiative 概要)

■ 概要

Asset Recycling Initiative (以下、ARI) は、豪連邦政府が2014-2015年予算においてInfrastructure Growth Packageの一環として50億豪ドルの予算計上を行ったもので、州政府が既存資産を売却し新規インフラ投資にその売却益を充当する場合に、その投資額の15%にあたる額を連邦政府が補助金として支給する支援制度。

■ 予算措置

- 2014年5月 アボット政権初の予算編成にて、インフラ成長パッケージの一環として50億豪ドルを予算計上 (2014~2019年の5年間の時限措置)
- 2015年5月 2015-2016年予算にてARI予算は42億豪ドルへ縮小
- 2016年5月 2016-2017年予算にて、既に売却が決定していた支援額33億豪ドルを除く、8.54億豪ドルの支援予算の受付終了を決定 (最終受付：2016年6月30日)



出典：内閣府「平成26年度 諸外国における官民連携事業の実情把握業務」調査報告書

■ 支援実績

* ARI政府間協定^{※123}より抜粋 (ヴィクトリア州等は報道資料^{※4})

支援先自治体 (総受給額)	売却資産 / 売却額中の新規事業投資総額	主な新規投資事業
ニューサウスウェールズ州 (21.9億AUD = 1,860億円)	TransGrid, Ausgrid (送電事業) 等、計7事業 / 146億AUD (= 1.2兆円)	シドニー地下鉄、シドニー鉄道、 高速道路事業
ヴィクトリア州 (8.77億AUD = 745億円)	メルボルン港 / 58.5億AUD以上 ^{※5} (= 4,973億円)	メルボルン地下鉄、マレー鉄道
北部準州 (0.4億AUD = 34億円)	TIO (保険公社)、ダーウィン港 / 2.69億AUD (= 229億円)	道路及び治水事業、港湾整備事業
首都特別地域 (0.67億AUD = 57億円)	ACTTAB (公営競馬・賭博公社)、住宅公社等、計21事業 / 4.48億AUD (= 380億円)	首都地下鉄
計 31.74億AUD (= 約2,700億円)	4州・地域総計：31事業以上 / 211.67億AUD以上 (= 約1.8兆円以上)	

※AUD = 豪ドル (1豪ドル = 85円で日本円へ換算)

※1：ARI政府間協定 (Schedule A - ACT) http://federalfinancialrelations.gov.au/content/npa/infrastructure/national-partnership/Assest_Recycling_Initiative_ACT.pdf

※2：ARI政府間協定 (Schedule B - NSW) http://www.federalfinancialrelations.gov.au/content/npa/infrastructure/national-partnership/Assest_Recycling_Initiative_NSW.pdf

※3：ARI政府間協定 (Schedule C - Northern Territory) http://www.federalfinancialrelations.gov.au/content/npa/infrastructure/national-partnership/Assest_Recycling_Initiative_NT.pdf

※4：FINANCIAL REVIEW (2016年5月3日) <http://www.afr.com/news/policy/budget/t Turnbull-government-pockets-leftover-asset-recycling-funds-in-federal-budget-20160427-gog2bg>

※5：支援金額は既存資産売却額のうち新規インフラ投資に充当される額の15%のため、8.77億AUD×100/15 = 585億AUD以上となる